

剰余金の配当に関する基準日設定公告

2025 年 6 月 13 日

株主および登録株式質権者各位

当行は、2025 年 6 月 30 日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、剰余金の配当(第 170 期第1四半期配当)の支払を受けることができる権利者と定めましたので公告いたします。

札幌市中央区大通西三丁目7番地
株式会社北洋銀行
取締役頭取 津山 博恒